

東三河自然再生推進業務募集要領

1 委託業務名

東三河自然再生推進業務

2 事業の背景・目的

東三河地域は、豊川やその他の河川によって奥三河山間部と三河湾が結ばれ、学術的に貴重な地形・地質が形成されている。また、そこには希少な動植物が生息・生育し、優れた景観と豊かな自然環境が存在している。

一方で、気候変動による植生や生育環境の変化や、手入れ不足による森林の劣化、外来種の侵入による生物多様性の損失が危惧されており、自然環境の保全・再生が課題となっている。また、現在はSDGsの理念に則った環境活動が社会的に求められる中、東三河地域は県内他地域に比べSDGsの認知度が低く、SDGsの理念と活動方法の普及啓発が課題となっている。

本事業では、平成27年度から平成29年度にかけて、自然環境の保全・再生活動や自然の魅力発信等を行う人材を養成する「人づくり」事業を実施し、平成30年度から令和3年度にかけては、養成した人材を「地域環境リーダー」として任命し、地域の自然環境に係る課題の検討や身近な自然環境の魅力を将来世代に伝える事業を実施した。

令和4年度以降は、これまでの成果を踏まえ、「地域環境リーダー」が中心となり、東三河のフィールド（活動拠点）においてSDGsの理念に則った生物多様性保全活動や、その成果発表等の啓発活動を行うことで、SDGsの普及啓発を図る事業を実施しており、令和6年度も引き続きこれを行う。

あわせて、東三河地域の企業・NPO・個人等を対象に、SDGsに関連する活動の実施支援を行う。

これらの事業を通して、人と豊かな自然が共生する地域を目指していく。

3 委託業務の内容

別紙「東三河自然再生推進業務仕様書」のとおり

4 応募者の資格

下記のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 県内に主たる事業所(支店、営業所を含む。)を有する法人(NPO法人等も含む。)又は団体であること。
- (2) 財政的基盤が健全に確立されていること。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 17 日（月）まで

6 委託金額の上限

6,959,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

本事業は令和 6 年 2 月議会での予算成立を前提とする。

7 委託料の支払方法

事業終了後の精算払いとする。

8 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第 129 条の 3 各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

9 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

なお、説明会への参加は応募の必須条件ではない。

日時 令和 6 年 3 月 13 日（水）午前 10 時から

場所 東三河総合庁舎 3 階 301 会議室

※ 資料の準備等の関係から、出席を希望する場合は令和 6 年 3 月 12 日（火）午後 0 時までには事業者名及び出席者数を 16 の連絡先まで連絡ください。

10 参加表明書の提出

企画提案書の提出を希望する場合、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 参加表明書：別紙 様式 1

(2) 提出期限：令和 6 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで

- (3) 提出先：愛知県東三河総局県民環境部環境保全課環境保全グループ
- (4) 提出方法：郵送又は持参

11 企画提案書の提出

(1) 提出物

企画提案書：A4判、6部（ただし、1部にのみ表紙に社名を表記し残りの5部の企画提案書には、社名や、社名が推測できるような記述はしないこと。）

なお、誓約書については、原本1部提出すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限及び場所

令和6年3月22日（金）午後5時 必着

愛知県東三河総局県民環境部環境保全課 環境保全グループ

（郵送の場合は、期限までに確実に到着するよう留意すること。）

12 企画提案書の作成内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（1）から（8）の内容について記述すること。

(1) 事業に関する企画等

ア 事業実施計画

事業の目的を達成するための事業全体に係る総合的な事業実施計画を記述すること。

イ 事業スケジュール

事業を実施するに当たり、必要な企画・調整が適切に行われる日程が示されているスケジュール計画を記述すること。

ウ 企画・運営計画

別紙「仕様書」を参考に、効果的な企画内容及び運営計画を記述すること。

(2) 事業の募集に関する企画

事業を広くかつターゲット層に的確に情報発信できる効果的な募集方法を記述すること。

(3) 概算費用

事業の実施に係る概算費用（見積額）を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

(4) 事業実施体制及びスタッフの業務経歴

事業を受託した場合の業務を実施する体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

(5) 事業の受託実績

過去5年間（令和元年度～令和5年度）に受託した事業の実績を記述すること。なお、記載項目は、運営を受託した事業の概要、主催者、参加者数、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

特に生物多様性及び人材育成に関する企画・運営実績がある場合は詳細に記載のこと。

(6) 誓約書

「4 応募者の資格」の（1）～（6）に該当しない旨の誓約書を提出すること。（様式は任意）

(7) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

別紙様式2。必要な添付書類を提出すること。

(8) その他

その他、本事業を魅力的・効果的なものとするために考えられる企画があれば、記述すること。

13 審査及び委託先の決定

(1) 提出された企画提案書については、提案者によるプレゼンテーションを行うので、事前に準備すること。プレゼンテーションは1者15分程度とする。説明は企画提案書をもとに行うものとし、質疑応答を10分程度行う。

- ・日時：令和6年3月28日(木) 午前10時
- ・場所：愛知県東三河総合庁舎 3階 301会議室（豊橋市八町通5丁目4）
- ・備考：提案書ごとの開始時間等は別途連絡。

(2) プレゼンテーション終了後に別に定める審査委員会にて総合的に評価し、審査の結果、その内容が最も適切であると選考された企画提案業者1者と契約交渉を行い、合意に至れば契約締結する。

(3) 審査結果については、各提案者に文書で通知する。

(4) 企画提案書の内容に虚偽があった場合は、委託契約候補者から外し、次点であった業者を繰り上げて委託契約候補者とする。

(5) 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(6) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14 スケジュール（予定）

- ・令和6年3月13日(水) 応募希望者への説明会
- ・令和6年3月15日(金) 参加表明書の提出期限
- ・令和6年3月22日(金) 企画提案書の提出期限

- ・令和6年3月28日(木) 選定委員会、事業者決定
- ・令和6年4月初旬 契約
- ・令和7年3月17日(月) 契約終了

15 その他

- (1) 本契約は、令和6年2月定例県議会における当該契約に係る予算の成立を条件とする。
- (2) 企画提案書作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。
なお、提案された企画提案書は、返却しない。

16 連絡・問合せ先

〒440-8515

豊橋市八町通5丁目4番地 愛知県東三河総合庁舎 3階

愛知県東三河総局県民環境部環境保全課環境保全グループ

担 当 加藤・中村

電 話 0532-35-6113 (ダイヤルイン)

Eメール higashimikawa@pref.aichi.lg.jp